給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

簡易確定手続開始

令和７年（集）第１号

東京都千代田区六番町15番地
簡易確定手続申立団体　特定非営利活動法人消費者機構日本
東京都港区西新橋１丁目２番９号日比谷セントラルビル14階
相手方　一般社団法人文化芸能国際交流機構

１　主文　簡易確定手続申立団体と相手方との間において、次の対象債権及び対象消費者について簡易確定手続を開始する。
２　対象債権の範囲
⑴　次項の対象消費者が相手方に対して有する演奏参加費相当額の不当利得返還請求権
⑵　次項の対象消費者が相手方に対して有する上記⑴の不当利得返還請求に係る金員に対する履行請求の翌日から支払済みまで年５分の割合（ただし、履行請求の翌日が令和２年４月１日以降である場合は年３分の割合）による遅延損害金請求権
３　対象消費者の範囲
相手方との間で、相手方が主催する令和２年３月11日実施予定の「2020第８回ニューヨーク合唱フェスティバル」に参加して演奏する契約を締結し、相手方に演奏参加費を支払った消費者
４　対象債権の届出期間　令和７年12月８日まで
５　届出債権の認否期間　令和８年３月２日まで
令和７年９月１日

東京地方裁判所民事第20部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告